

教職員のための人権教育資料

# 子どもの人権を守るために



平成14年3月  
沖縄県教育委員会

# 目 次

はじめに

## I 人権教育の推進

- 1 人権教育を進める意義とねらい…………… 1
  - (1) 人権教育を進める意義…………… 1
  - (2) 人権教育を進めるねらい…………… 2
- 2 人権教育を進めるための教職員の意識…………… 3
  - (1) 子どもの人権への配慮を欠いた事例…………… 3
  - (2) 子どもの人権への配慮を欠いた言動をとる要因と対応…………… 4
  - (3) 教職員の人権意識を見直すための観点…………… 5

## II 子どもの人権と体罰

- 1 体罰の実態～これまでの事例～…………… 7
- 2 体罰が起きる背景と教職員の心理…………… 9
  - (1) 体罰が起きる背景…………… 9
  - (2) 体罰が起きる教職員の心理…………… 10
- 3 体罰が起きやすい学校の雰囲気と教職員の意識…………… 11
  - (1) 生徒指導の場において…………… 11
  - (2) 部活動の場において…………… 12
- 4 体罰から生じる子どもへの影響…………… 13
- 5 体罰のない学校をつくるために、教職員が心がけること…………… 14
- 6 体罰のない学校をつくるために、学校に求められること…………… 15
- 7 体罰をなくすため、家庭や地域社会との連携を図ること…………… 16

## III セクシャル・ハラスメント

- 1 学校におけるセクシャル・ハラスメント…………… 17
- 2 セクシャル・ハラスメントの事例…………… 17
  - (1) 性的な関心や欲求に基づく場合…………… 17
  - (2) 性別による差別・固定的役割分担の意識に基づく場合…………… 18
- 3 学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止…………… 18
  - (1) 教職員が心がけるべき基本的なこと…………… 18
  - (2) 学校に求められていること…………… 19
- 4 問題とされる事象が起きた場合の対応…………… 19
  - (1) 相談にあたっての被害者への対応…………… 20
  - (2) 校内の指導体制の強化と関係機関との連携…………… 20

## はじめに

平成6年の国連総会において、平成7年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。これを受けて我が国では、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめ、人権教育の積極的な推進を図り、一人一人の人権が尊重される豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すこととしております。

学校においても、児童生徒の人権を尊重し、一人一人を大切にす教育の一層の推進が求められております。これまで多くの教職員によって、人権尊重の教育が推し進められてきておりますが、昨今、学校における子どもの人権を侵害する体罰やセクシャル・ハラスメントが問題になっております。これらの問題は、教職員と児童生徒の温かい人間関係を瞬時に崩してしまうものであり、人権の尊重を基本理念に人格の完成を目指す学校教育においては、決して行われてはならないものです。

また、社会的に人権意識が高まるなかで、教師による児童生徒への体罰等についての批判は一層強いものとなっており、児童生徒の人権を尊重する生徒指導の取り組みがますます必要になってきております。

県教育委員会においては、先に教職員の人権意識やモラルの高揚を図ることをねらいとして、『信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック』を作成し、全教職員に配布したところであります。

この度、更に、体罰やセクシャル・ハラスメントの問題等に対する考え方と具体的事例やその対応を内容とする本冊子を『子どもの人権を守るために』というタイトルで作成いたしました。

本資料の発行の趣旨を十分にご理解いただき、人権ガイドブックと併せて校内研修等で活用され、児童生徒一人一人を大切にす教育が一層推進されることを心から期待しております。

平成14年3月

沖縄県教育庁県立学校教育課

課長 仲宗根 用英

# 人権教育の推進

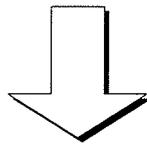
# I 人権教育の推進

## 1 人権教育を進める意義とねらい

### (1) 人権教育を進める意義

#### ① 必要性

これからの社会は、情報化、国際化、高齢化などにより、あらゆる機会や場面で、様々な人権問題が起きることが予想されます。また、本県でも、依然として女性差別、児童の虐待、障害者の問題などの人権問題が存在しており、学校においては、いじめ、不登校、あるいは体罰など子供の人権をめぐる問題が生じています。



そのため、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、自他の人権を正しく行使することができる態度を育成するなど、「人権教育」を推進する必要があります。

#### ② 課題

人権に関する主な課題としては、次のものがあげられます。

##### 1 子供に関する課題

いじめ、教師による体罰、親による虐待、国内外での児童買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。

##### 2 女性に関する課題

男女の固定的な役割意識、セクハラ問題や女性に対する暴力問題などがあります。

##### 3 障害者に関する課題

障害のある人についての理解はまだまだ不十分であり、就職に際しての差別の問題、入居・入店の拒否等の問題があります。

#### 4 高齢者に関する課題

平均寿命の大幅な伸びを背景として、社会の高齢化が急速に進む中で、就職に際しての差別の問題、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待等の問題があります。

### (2) 人権教育を進めるねらい

#### ① ねらい

学校における人権教育は、児童生徒の発達段階に即して、教育活動全体を通して、すべての基本的人権を尊重していく態度を身につけることを基本的なねらいとしています。

#### ② とらえかた

- ① 子どもたち一人一人が、かけがえのない存在であることを絶えずと認め、人間として生きる希望を抱き、学ぶ喜びを味わうことができる教育
- ② 誤った情報や無関心による偏見と差別をなくし、社会的に弱い立場の人々の人間としての権利を尊重し、対等、平等の関係で共生する態度を身につけることなど、豊かな人権感覚を培う教育
- ③ 豊かな社会を築きあげてきた高齢者への感謝の気持ちや思いやりの心などを育てる教育

### ③ 教育内容

- ① 学校、家庭、地域社会において「子どもの権利に関する条約」の趣旨の一層の徹底を図るとともに、子ども自身が、自分たちの暮らしに即した人権学習ができるようにする。
- ② 人権の尊重、多文化共生などの考えを重視した教育内容・活動の充実を図り、一人一人の子どもが互いを認め合い、自分らしく生き生きと生活できるようにする。
- ③ 子どもたちが人権の尊重や差別を許さない観点から生活を見直し、そのなかにある課題を主体的に解決していく態度や実践力を育成するとともに、人権を尊重する仲間づくりを進める。
- ④ 子どもの主体的な学習や個に応じた指導に努め、個性の伸長を図るようにする。

## 2 人権教育を進めるための教職員の意識

### (1) 子どもの人権への配慮を欠いた事例

日常の指導において、教師の何気ない言動が子どもの人権を侵害していることがあります。

#### 言葉

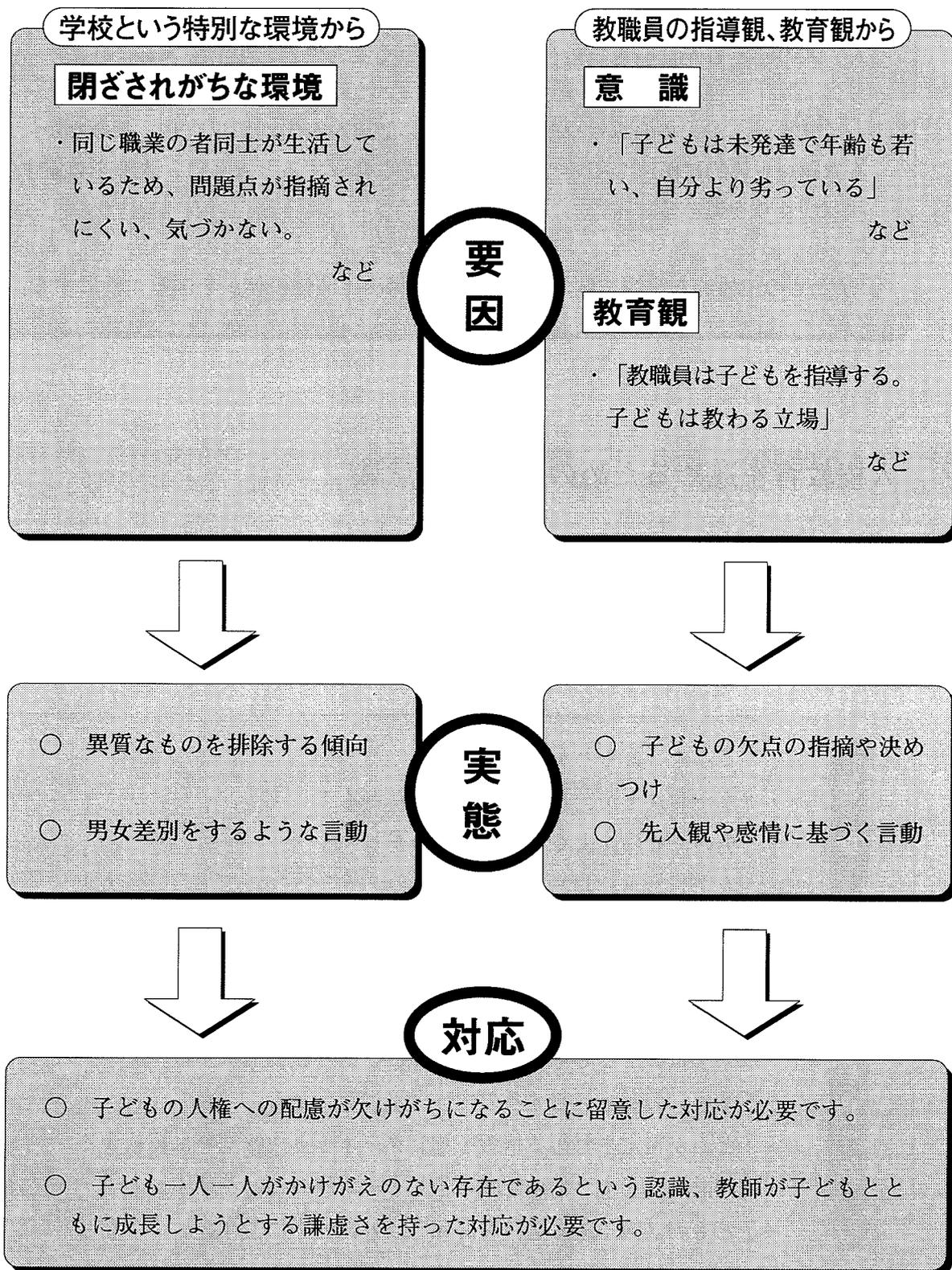
- ・「こんなこともわからないのか」
  - ・「またおまえか、おまえがやったんだろう」
  - ・「男のくせに、よくしゃべるやつだ」
  - ・「女でしょ！、おとなしくしなさい」
- など

#### 行為

- ・授業中に、子どもをあだ名で呼んだり、呼びすてにする。
  - ・授業中におしゃべりするので、廊下にたたせる。
  - ・子どもが特定され得る情報をインターネットや雑誌等に掲載する。
  - ・家庭訪問などで、他の家庭の子どもや家族のことを話す。
  - ・子どもの名簿や親の名簿を関係者以外に軽率に渡す。
- など

(2) 教職員が、子どもの人権への配慮を欠いた言動をとる要因と対応

教職員が、子どもの人権への配慮を欠いた言動をとる要因として、学校という特別な環境や教職員の指導観、教育観などが強く影響していることが考えられます。



### (3) 教職員の人権意識を見直すための観点

教職員の人権意識を見直すためには、子どもの指導や文書の作成・管理などにかかわること等、いろいろな観点から教職員同士で積極的に問い直すことが必要です。情報化が進行する中で新たな配慮も求められています。

- 子ども一人一人を大切にした指導が進められているか。
  - ・ 子どもの自己実現を支援する教育活動、わかる授業の工夫 など
  
- 「体罰によらない教育」が進められているか。
  - ・ 心から納得させる教育、筋道だてて説明する指導
  - ・ カウンセリングマインドによる指導 など
  
- 諸帳簿、公文書などが適正に記載、保管や管理がされているか。
  - ・ 指導要録、出席簿、学級便り、保護者名簿 など
  
- 教育公務員の義務について理解が図られ、実行されているか。
  - ・ 「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」 など
  
- 児童の権利に関する法律、条約などの理解が図られているか。
  - ・ 学校教育法、児童憲章、児童の権利に関する条約 など



## 人権に関するお問い合わせ一覧

名 称	連 絡 先	内 容
ていりる相談室	098-868-4010	女性が直面する様々な悩みや問題を解決していくために、相談を通してお手伝いする。
性犯罪被害者相談 専用電話	098-868-0110	女性の専門員が対応し、被害者のニーズに即した支援を行う。
強姦救援センター・沖縄	098-879-7071	性暴力の被害にあった女性や子どもに対する心身救援活動。
障害者110	098-835-6996	障害者及びその家族等の抱える各種問題に関する相談に応じる。
沖縄県中央児童相談所	098-886-2900	児童の福祉に関するあらゆる問題について受け付けている。
沖縄県コザ児童相談所	098-937-0859	児童の福祉に関するあらゆる問題について受け付けている。
こども家庭110	098-886-8800	児童及び児童を有する家庭の悩み、問題等に対し、電話による相談を受け付けている。
沖縄県女性相談所	098-854-1172	女性の色々な悩みに関する相談を受け付けている。
子ども人権110番	098-853-4460	いじめ、体罰、虐待など子どもの人権に関する相談を24時間体制で受付。
女性の人権ホットライン	098-853-1102	夫や恋人からの暴力、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など女性の人権に関する相談を24時間体制で受付。
沖縄県地域福祉権利 擁護センター	098-867-1471	在宅の痴呆症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方々を対象に、福祉サービス利用の援助やそれに付随するサービスを行う。
沖縄県運営適正化委員会	098-860-2866	福祉サービスの苦情について、当事者間で解決困難な事例や直接事業者に出しにくい事案等の解決を図る苦情相談窓口。
沖縄県高齢者総合 相談センター	098-869-0110	高齢者及びその家族等の抱える保健、福祉、医療等についての相談。

# 子どもの人権と体罰

## II 子どもの人権と体罰

### 1 体罰の実態～これまでの事例～

#### 〈事例1〉

高等学校の生徒指導を担当しているある教職員は、校舎の階段で男子生徒5人がタバコを吸っているところを見つけました。日頃から生徒には再三にわたりタバコを吸わないようにと注意していたので、ここは厳しく指導しなければならないと思い、5人に生徒指導室に来るように言いました。

ところが、5人とも動こうとはせず、さらに、その中の一人が「先生には関係ない」と反抗的な態度をとったため、この教職員は思わず平手で顔面を2回殴りつけ、鼻血を出させてしまいました。

☆ 反抗的な態度をとった生徒が、体罰により一時的に教職員に従ったとしても、生徒の心は傷つき、別の機会に再び反抗するかもしれません。

☆ この事件の場合、単に体罰としてだけでなく、暴行罪あるいは傷害罪が成立する可能性があります。これらは被害者の訴えがなくても犯罪となります。

#### 暴行

- ・ 人の髪を切ったり剃ったりする行為
- ・ 肩を押して土間に転落させる行為
- ・ 同行を拒否するのに手をつかんで引っ張る行為
- ・ 数歩手前をめがけて投石する行為

#### 傷害

暴行と比べ生理的機能傷害が大きい

- ・ 打撲などによる充血、たんこぶ、内出血など

#### 〈事例2〉

中学校のある教員は、体育祭の練習の日、校庭に集まる時刻に間に合わなかった2人の生徒の顔を平手でなぐり、さらに「もう、体育祭に出なくてもいい。教室に帰れ」と怒鳴りました。厳しく指導して、集団規律を守らせようとしたのですが、この2人の遅れた理由は、校庭に集合する前に行われた掃除の後かたづけのためでした。

☆ 集団指導を厳しく指導する教員にありがちな事例です。どのような理由があろうとも、なぐったことは体罰になり、自ら指導力の限界を示したことになります。

さらに、何の理由も聞かずに、「出なくていい。帰れ」のような暴言を受けた子どもの心には大きな傷が残ります。集合時刻に遅れた現象面だけを捉えるのではなく、その行動の原因や背景を理解して指導できるような心のゆとりが欲しいものです。

〈事例3〉

小学校2年生の担任のある教員は、忘れ物が多く行動が荒っぽい児童に対して、不断から厳しく教え諭していました。その日は、前日出しておいた社会科の宿題を忘れたため、この際、深く反省させようと思い、教室の後ろに長時間立たせました。

☆ 小学校の低学年の児童を長時間立たせれば、ほとんどの人は肉体的苦痛を感じます。明らかに体罰であると判断できます。

☆ 宿題の忘れを反省させるために立たせることには、指導の必然性が見いだせません。このような指導で子どもの積極的な学習意欲が生まれるとは考えられません。子どもが自ら学ぶ意欲を育てるような手だてを考える必要があります。

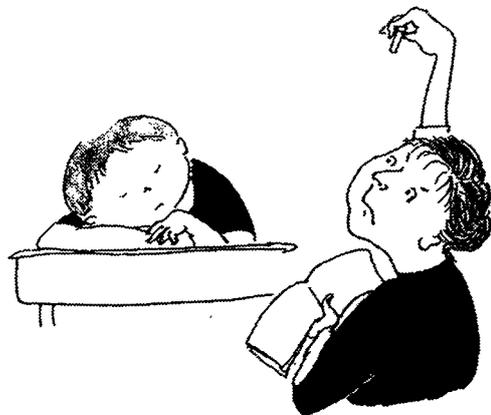
こんな指導をしていませんか

普段の何気ない教職員の行為が、児童生徒の心を傷つけることがあります。

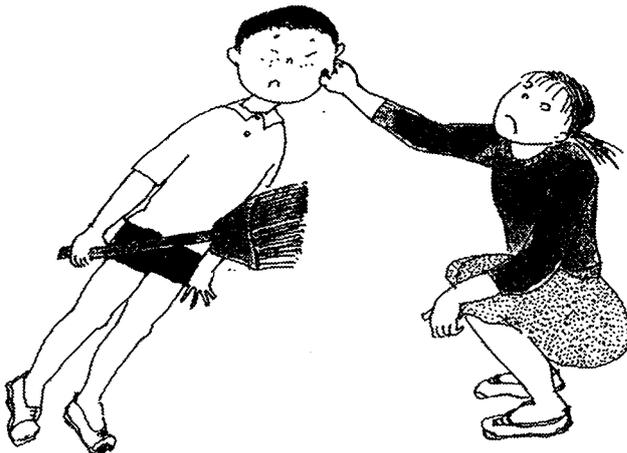
○忘れ物をしないよう子供の手にマジックで書かせる。



○居眠りしている子どもにチョークを投げつける。



○掃除を怠けた生徒をつねる。



## 2 体罰が起きる背景と教職員の心理

### (1) 体罰が起きる背景

#### ① 根強く残る「愛のむち」教育論

ア 授業を妨害する生徒、服装や学校生活を乱す生徒は殴ってでも、きちんとさせるのが教師としての情熱であり「愛のむち」だ。

イ 先生は子どものためによかれと思って「愛のむち」をふるってくださる。殴って教えてくれた先生を私自身、いまだに懐かしく思っています。

教職員の体罰禁止については、法規にも規定されているにもかかわらず後を絶たない。その背景には、教職員にも社会や保護者の間にも、「愛のむち」教育論が根強く残っているからだと思います。しかし、ほんとうに子どもは「愛のむち」として受け止めているのでしょうか。

#### ② 学校や教員に対する地域や父母の過度の期待

ア うちの子は勉強しません。親が言うことはまったく聞きません。先生うちの子は殴ってもかまいませんからもっと強く指導してください。

イ 前の部顧問の先生は厳しく指導して良い成績をあげました。先生、時には多少の痛い思いも必要です。もっと厳しく指導してください。私たちも全力で応援します。

学校が地域や家庭との連携を強め、教職員が地域の人々や父母の声に耳を傾けることは望ましいことです。しかし、結果を出すことに対して期待が強くなりすぎると、時に精神的に追い込まれ、体罰を誘発することにつながることもあります。

#### ③ 学校内の不十分な協力体制

ア 生徒の服装が乱れているのに、あのクラスの担任は何も指導していない。一体何を指導しているのか。担任が甘いから、子どもはつけあがるのだ。

イ あの担任は、ちょっとしたことですぐに子どもを叱る。スカートの長さや靴下の色など細かいことまで口を出す。とても一緒には指導できない。

学校の指導体制や教職員間の協力体制が不十分だと効果的な指導ができないばかりか、お互いにストレスがたまり、その「あせり」から体罰をおこさないとも限らない。お互いに十分に話し合い、共通理解をして指導することが大切です。

## (2) 体罰が起きる教職員の心理

体罰は、教育熱心な教員、指導に自信がない教員がおこしがちだと言われます。教育熱心な教員の中には、自分の指導法を過信するあまり、自分の考えを子どもに押しつけようとする人がいます。また、自信のない教員は、周囲の評判を気にするあまり、早く教育効果をあげようと焦り、心のゆとりをなくしてしまう場合があります。

そこで、子どもが反抗したり、口答えをするとついカッとなって体罰を加えてしまうこともあります。

### ① 自分の指導法に対する過信

ア 生徒は教職員の指導に当然従うべきであり、反抗したり、口答えをすることはもってのほかだ。また、規則はどんなことがあってもきちんと守らせなければならない。

イ 生徒指導であれ、教科指導であれ、私は長年生徒のために、体を張ってやってきた。私がやらなければ、学校がだめになってしまう。

指導に当たっては、情熱もって行い、教育的な配慮と柔軟な考え、子どもの目の高さからものを見る姿勢が大切です。さらに、指導上の問題があれば、自分一人で抱え込まず、校長をはじめ同僚と協力しながら解決することが大切です。

### ② 自分の指導法に対する自信のなさからくる「あせり」

ア 子どもの気持ちを理解しようと一生懸命努力しているのに、子どもは私の気持ちを理解してくれないばかりか、反抗したり、無視したりする。

イ 子どものために親身になって聞いてやっているのに、子どもが正直に話してくれない。

ウ こちらが一生懸命授業しようとしても、授業を聞いてくれない。これでは指導力がないと思われてしまう。

エ 自分なりに一生懸命指導しているのに、前の部顧問の先生と指導方針や指導方法が違うと言って、言うことを聞いてくれない。これでは良い結果がだせない。

子どもとの信頼関係を大切にしながら、子どもの理解に努めながら、あせらず、じっくりと指導することが大切です。

教職員自身の目標に向かって努力する真摯な姿は、子どもたちの心に響くものです。

### 3 体罰が起きやすい学校の雰囲気と教職員の意識

#### 生徒指導の場において

#### (1) 体罰がおきやすい学校の雰囲気、教職員の認識

- ① 「こらー！」という一喝で、子どもを黙らせることができるのは指導力のある良い先生。できないのは未熟な先生。
- ② 教職員の言うことを何でも聞くおとなしい子どもだけがよい子ども。反抗的な態度をとるのは悪い子ども。
- ③ 「きまり」は「きまり」、きまりを破るのはもっての外だ。校則は絶対に守らなければならない。

#### (2) 体罰を加える教職員の心理

教職員は、子どもたち一人一人に「よりよくあってほしい」と願っています。特に、生徒指導に関しては、社会の一員として生活する上で重要であるという認識から、子どもの行動の一つ一つが気になります。

問題行動があらわれると、早くなくしたいと一生懸命になります。こういうとき、自分の指示に従わなかったり、生徒が反抗的な態度を示すと教員としての権威や自尊心を傷つけられた気持ちになり、自分の感情をコントロールできなくなり、衝動的に体罰を加えることが多いようです。

#### (3) 体罰を起こさないために心がけること

教職員がまず、自分自身の内面を見つめることから始めることが大切です。子ども一人一人のよさを確かめ、子どもの心からの声を聞く姿勢を持つよう努めることが重要です。

子どもの問題行動は、子どもの成長期に起こり得るもの。生徒が援助を求めているサインだととらえる心のゆとりをもつことが大切です

「子どものための体罰」というけれども、本当はだれのための体罰だったのか。欲求不満のはけ口、教職員としての権威を保つための体罰になっていないか

## 部活動の場において

### (1) 体罰がおきやすい部の雰囲気、顧問の認識

- ① 部員に対してより高い競技力や技術力を育成できるのは立派な顧問。そうでないのは未熟な顧問。
- ② 自分自身の競技能力にも、指導力にも自信を持っている。部員は指導者の指導や指示に素直に従うべきだ。
- ③ 部活動では、何よりも規律やチームワークを優先すべきだ。ズル休みや遅刻、後かたづけをしないのは絶対に許せない。

### (2) 体罰を加える教職員の心理

「勝ちたい」とか「いい発表をしたい」などの気持ちは、子どもにしる指導者にしろ誰でもほとんど持っています。その気持ちがあるから苦しい練習にも取り組めると言えます。

その気持ちが極端に強くなると、「できないのは、言ったことを守らなかったからだ」とか「練習が足りないからだ」と考えてしまう。また、結果を急ぐあまり、「自己中心的な行動や態度は絶対に許せない」という思いが強くなって体罰を加えてしまうことがあります。

さらに、指導者のプライドを傷つけられたとき、自己を否定された気持ちになって、憤りを感じ体罰を加えてしまうことがあります。

### (3) 体罰を起こさないために心がけること

部活動の指導者は、子どもたちの大きな夢と希望を育む支援者となるために、勝利至上主義を克服し、子ども達との望ましい人間関係を作りあげる努力をして、誇りを持って指導に取り組んでほしいものです。

勝ち負けのみにこだわって、自己満足のためや自分の指導者としての実績をあげることを優先させていませんか。

## 4 体罰から生じる子どもへの影響

体罰が引き起こす問題は、体罰を受けた子どもだけでなく、周りにいる子ども達をはじめ、保護者や地域にも大きな影響を与えるものです。

### <子どもへの影響>

#### 「心」への影響

体罰は、子どもに肉体的・精神的な苦痛を与えるだけでなく、心の傷として長く残り、屈辱感を持たせたり、自尊感情を低下させるなど心の成長を阻害します。

#### 「学習面」への影響

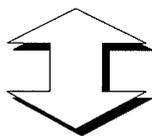
体罰は、子どもの学校生活や家庭生活において、特に学習への意欲や集中力の低下を引き起こすなど、学習面に大きな影響を及ぼします。

#### 「子ども同士の人間関係」への影響

体罰を受けた子どもだけでなく、周りにいる子どもにも、価値観の変化や力で解決する風潮を生じるなど影響を及ぼし、子ども同士の人間関係に歪みを生じさせます。

#### 「子どもと教師の人間関係」への影響

子供の教員に対する信頼を損なわせ、体罰を行った教師だけでなく教職員全体に対する見方や接し方に変化をもたらす等、子供と教職員の人間関係に影響を及ぼします。



### <保護者・地域への影響>

#### 「保護者」への影響

たった一度の体罰により、子どもや保護者から信頼を失い、教職員に対する不信感を増長させ、学校の様々な取組みへの信頼が崩れ、学校の教育活動に支障が出ます。

#### 「地域社会」への影響

地域社会で体罰に対する風評が立ち、学校の教育方針や指導体制についての不満や不信感を生じさせ、学校の良さやこれまでの教育の成果が理解されにくくなります。

## 5 体罰のない学校をつくるために、教職員が心がけること

### (1) 子どもとの信頼関係を築こう

体罰によらない指導は、愛情と信頼に基づく、教職員と子どもの人間関係の上に成り立つものである。子どもとの心の触れ合いによるよりよい信頼関係を築く。

体罰は、子どもの人権及び人間としての尊厳を損なう行為であり、子どもと教職員の信頼関係を根底から崩すものである。

- ① 長期的な視野に立って、子どもの成長を願う心の余裕を持ち、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導して子どもとの信頼関係を築く。
- ② 結果や現象面だけで判断するのではなく、本人を取り巻く環境や人間関係、家庭や学校生活の状況などにも目を向け、その原因と背景を的確に見極め適切な指導を行う。
- ③ 子ども一人一人の考え方や個性の違い等を尊重し、「見守る」「支える」「認める」「励ます」という立場に立ち、子どもとの心の触れ合いを積み重ね、よりよい関係を築く。

### (2) 教職員一人一人が人権意識を高めよう

学校現場から体罰を根絶するためには、教職員一人一人が人権意識を高め、人権尊重の精神を基底に据えた教育観を確立する。

教職員一人一人が、体罰は子どもたちの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、教育の放棄を意味することだという自覚と認識を深める必要があります。

- ① すべての教職員が、人権を侵す体罰、侮蔑的な言葉、不公平な取扱い等をなくすこと、差別や人権侵害を的確に見抜くことができる人権感覚や人権意識を身につける。
- ② 日々の教育実践を人権尊重の視点に立って点検するとともに、子どもに対しても公平に接し、一人一人の良さや違いを認め尊重する教育を実践する。

### (3) 子どもとともに学ぶための指導技術の向上に努めよう

教員の指導力や指導の未熟さから、学習規律が乱れたり、成績が伸び悩み生活態度等の問題を引き起こすことがある。指導力の向上のため日々研鑽に努める。

子どもたちは、「楽しく学びたい、分かりたい」という思いで学校に来ています。しかし、学習に困難を感じたり、つまずいたりしている子どもも少なくありません。

何よりも「分かる授業」への改善と指導力の向上に努めることが大切です。

- ① 子どもの学習のつまづき等の原因と背景を的確に捉え、子どもたちが自主的、意欲的に取り組みむことができるよう指導や支援の在り方を創意工夫する。
- ② 子どもの発達段階と実態に即したきめ細かな指導や支援に努め、子どもが意欲的に学ぶ学習活動の充実に向けて指導力の向上に努める。

## 6 体罰のない学校をつくるために、学校に求められること

### (1) 人権尊重の教育の推進と校内研修の充実に努める

人権尊重の精神を貫く教育を学校のすべての教育活動を通して組織的・計画的に実施するため、校内研修等を充実させ教職員の共通理解を図る。

体罰のない学校をつくるためには、すべての教職員が体罰否定の指導観に立ち、人権尊重の精神を貫く教育の推進に向け、教職員の共通理解を図り、指導を徹底していくことが大切です。

- ① 人権尊重の具現化に向けて重点目標の設定や、学校経営案、学級経営案等の具体的な方針や指導計画を明確にする。
- ② 人権教育を学校におけるすべての教育活動を通して組織的・計画的に推進するため、一切の人権侵害や差別をしない・許さない子どもの育成をめざす教育を、人権教育の基盤に据えて、全教職員で積極的な推進に努める。
- ③ 学校における人権尊重の教育を推進していくため、教職員の人権教育研修を年間研修の中に位置付け、主体的な研修の推進と充実に努める。

### (2) 一貫した指導体制の確立に努める

個々の教職員が心を開き、自己の教育実践の悩みや不安等を自由に話し合える雰囲気づくりと共通理解のもと一貫した指導体制を確立する。

体罰の根絶を図るためには、すべての教職員が、「体罰をしない、させない、許さない」という共通理解を図り、学校全体で組織的な連携や指導ができるよう一貫した指導体制の確立に努めることが重要です。

- ① 教職員研修等を通して、体罰によらない生徒指導の在り方の研究に努め、不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員相互に点検できる環境づくりに努める。
- ② すべての教職員の意見が反映できるように、研修会や情報交換会等の持ち方や運営方法を工夫する。
- ③ 日頃から学習活動や生徒指導に対して教職員間や学級及び学年間の情報交換を密にし、子どもたちの願いや思いを共感的に受け止めるなど、開かれた学級や学校づくりに努める。
- ④ 子どもが何でも気軽に話せる環境づくりに努め、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように留意するとともに、子どもの人権・プライバシー保護に十分留意する。

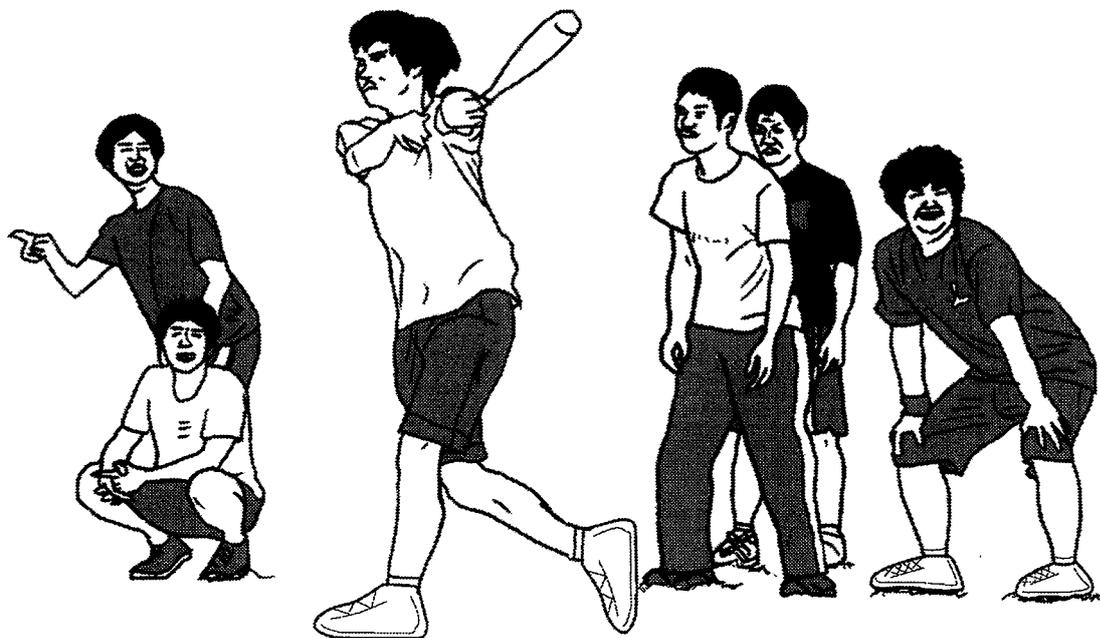
## 7 体罰をなくすため、家庭や地域社会との連携を図ること

### 連携を密にし、相互の信頼関係や指導の在り方等を確認する

家庭や地域社会との情報交換や意見交換を密にし、相互の信頼関係を築くとともに、体罰のない教育や指導の教育的意義について確認する。

保護者の一部には、教職員に対して体罰もいとわない厳しい指導を求める人もいます。このような声を教職員が安易に受け止めて短絡的に体罰を加え、子どもの人権を侵すことがあってはなりません。

- ① 保護者や地域社会に対して、教職員と子どもとの信頼関係に基づく「体罰を許さない教育」について、その教育的意義や重要性を継続的に啓発する。
- ② 保護者や地域社会との情報交換や意見交換会、学級懇談会等の機会を増やすとともに、人権教育に関する学校の教育方針や教育活動について明確にし、理解と協力を求める。
- ③ 学校は地域の一員であるという認識に立って、保護者や地域住民が、いつでも学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。
- ④ 生徒の実態、学校や地域の実情を踏まえ、学校・子ども・保護者・地域の連携のもとに、学校のきまりや生徒心得などの見直しを行う。



# セクシャル・ハラスメント

### Ⅲ セクシャル・ハラスメント

#### 1 学校におけるセクシャル・ハラスメント

学校におけるセクシャル・ハラスメントには、教職員間、教職員と児童生徒、教職員と保護者、児童生徒間に起こる4つの形態があります。

##### 学校におけるセクシャル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる「性的な言動」を行うことにより、人としての尊厳を傷つけ、職務や学業を遂行する上で、志気や学習意欲の低下や喪失を招くなどの不利益を与えたり、またはその行為を繰り返すことによって、職場や就学環境を悪化させることである。

セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな人権侵害であり、被害者にとっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残る重大な犯罪です。

特に、教職員による児童・生徒へのセクシャル・ハラスメントは、大人と子ども、指導する側とされる側という、児童・生徒にとって逃げ場のない状況下で発生するだけに、児童・生徒の心を著しく傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものです。

#### 2 セクシャル・ハラスメントの事例

##### (1) 性的な関心や欲求に基づく場合

- ① スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
- ② 卑わいな冗談を交わす。
- ③ 必要以上にじろじろ見つめる。
- ④ 性的な経験や性生活について質問する。
- ⑤ 「生理」を理由に授業等を休むことに対し、月経周期等を必要以上に質問する。
- ⑥ 宿泊を伴う学校行事等で、部屋に呼び、性的な質問をしたり、身体に触れる。
- ⑦ 指導の際、必要がないのに、肩・背中等の身体に触れ、不快感を与える。
- ⑧ 食事やデートに執拗に誘う。
- ⑨ カラオケでのデュエットを強要する。
- ⑩ 酒席で上司の側の座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要する。

## (2) 性別による差別・固定的役割分担の意識に基づく場合

- ① 女子であるということで、部活動のマネージャーにしたり、お茶くみや掃除、私用・雑用をいいつける。
- ② 痴漢等に遭った児童・生徒に対して、「短いスカートをはいているからだ」と被害者にも責任があるような言い方をする。
- ③ 「男のくせにめそめそするな」「男らしくしろ」などの言い方をする。
- ④ 「女らしく」「女のくせにきちんとしなさい」などの言い方をする。

## 3 学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止

学校におけるセクシャル・ハラスメントを防止するための最重要な課題は、被害を受けた児童・生徒の心の痛みや深刻な悩みについて、一人一人の教職員が自らの問題として受け止める感性と人権意識を身につけることである。

### (1) 教職員が心がけるべき基本的なこと

- ① 日常生活のあらゆる場面において、児童・生徒に対して、一人の人格を持つ個人として尊重する態度で接しているか、固定的な性別役割分担意識がないかどうかを、常に自ら点検する。
- ② 「親しさの表現」や「励まし」等が動機であっても、相手を不快にさせる場合があることを理解する。
- ③ セクシャル・ハラスメントであるかどうかは、相手がどう受け止めるかによるが、その際、明確な意思表示が返ってこない場合が多いことを理解する。
- ④ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さない。
- ⑤ 児童・生徒の日常の行動の変化を的確に把握することにより、その内面の状態や変化を理解するように努める。
- ⑥ 日頃から児童・生徒との信頼関係の醸成に努め、児童・生徒が相談しやすい環境の整備に努める。
- ⑦ 障害のある児童・生徒の指導や介助の方法等にも、十分留意する。

## (2) 学校に求められていること

### ① 校内体制の整備

- ア 学校におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けて、学校全体としての取り組みを推進する校内組織を整備・充実する。
- イ 校内にセクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、児童・生徒及び保護者に周知する。
- ウ 設置した校内組織において、教職員研修計画及び指導計画を立案する。

### ② 教職員研修の実施

- ア 具体的な事例を挙げて分析し、全ての教職員がセクシャル・ハラスメントについて共通理解を深める。
- イ 日頃の教育活動や日常的な行為を点検し、自らの意識や行動の問題点に気づくことができる研修とする。

### ③ 児童・生徒に対する教育の実施

- ア 「子どもの権利」に関わる教育、男女平等教育、性教育等を計画的に実施する。
- イ 人権侵害を許さない姿勢を養う教育を行うとともに、明確に拒否の意思表示ができる力や、被害に遭った場合の対応力等を育成する。

## 4 問題とされる事象が起きた場合の対応

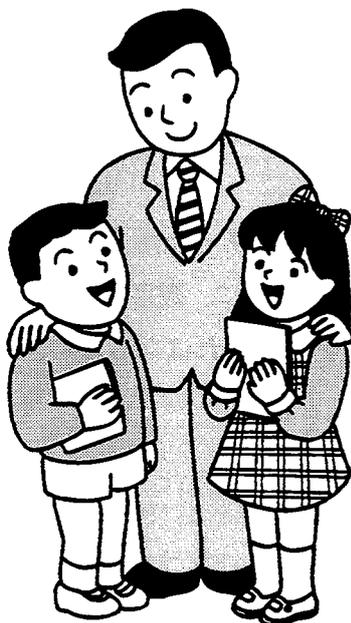
被害者及びその関係者から申し出があった場合、学校はまず校内組織の中の相談窓口を活用して、被害者の救済と心のケアに努めるとともに、被害者のプライバシーを守るなど人権に十分配慮しながら、速やかに問題の解決を図るよう努めなければならない。

## (1) 相談にあたっての被害者への対応

- ① 相談には、複数の担当者が当たり、少なくとも1名は相談者と同姓にする。
- ② 相談担当者や相談を受けた教職員は、相談者にとって最も適切な解決方法を早期に見い出そうとする姿勢を保持する。
- ③ 相談に用いる部屋はプライバシーを守ることができるよう配慮し、相談者がゆったりした気持ちで話せる雰囲気を作る。
- ④ 事実関係を的確に把握し、相談者の立場に立ち、その主張を十分に聴く。その内容を相談者に確認するとともに必ず記録する。
- ⑤ 同じ事を繰り返し聴かない等、相談者の心理的負担を軽くするよう配慮する。
- ⑥ 相談者と相談の対象となっている者を、同席させることのないよう留意する。

## (2) 校内の指導体制の強化と関係機関との連携

- ① 校長は、加害者とされる教職員から事情聴取するとともに、必要に応じ第三者からも情報を収集するなど、問題事象の客観的な把握に努める。
- ② 事象の要因や背景を分析する事により学校の課題を明らかにし、再発防止のため、校内研修等を実施する。
- ③ 被害者の救済と心のケアを最優先に対応する。その際、必要に応じ校外の専門家等とも連携する。
- ④ 校長は、教育委員会と連携し、厳正に対応する



## 参 考 文 献

- 下村哲夫『「事件」の中の教師たち』 教育開発研究所
- 小林剛『「いじめ・体罰」がなぜ起きるの』 明治図書
- 菱村幸彦・下村哲夫『教育の眼・法律の眼Ⅱ』 教育開発研究所
- 真柄二郎他『「教師の善意」が子どもをダメにする時』 明治図書
- 法務省人権擁護局『体罰をなくそう』（人権侵犯からみた体罰） 第4版
- 北海道教育委員会『体罰をなくそう』 判例・事例集
- 島根県教育委員会『体罰と子どもの人権』（体罰をなくそう）
- 三重県教育委員会『三重県 人権教育基本方針』
- 北海道教育庁生涯学習部『人間尊重の心をはぐくむために』
- 大阪府教育委員会『府立学校に対する指示事項』
- 沖縄県教育委員会『信頼される教職員をめざして』

### 子どもの人権を守るために

初版 平成13年3月

増版 平成14年3月

沖縄県教育委員会

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 098-866-2715